

2021.9.7

博物館法見直しの必要性と方向性について

浜田弘明

1 なぜ博物館法の見直しが必要なのか

(1) 博物館法の役割の再考

- ・戦後、博物館に関する法律が整備され、紐づけされた税制優遇・補助金制度などが後押しとなり、日本の博物館数は飛躍的に増加した。法制定当時（1951年）、200館余りに過ぎなかった博物館数は、統計上の類似施設を含めると現在（2018年）は、図書館数を大きく超える5,738館を数え、国民に身近な施設となっている。
- ・図書館法と異なり博物館法では、私立館の存在から、遊園地化や営利化を防ぐために登録制度が導入され、実質的には「登録博物館法」として機能してきた。博物館の水準を維持するために設けられた登録制度は、一定の役割を果たしてきたと言える。

(2) 博物館建設の時代から博物館淘汰の時代の中で

- ・法制定以来70年で、博物館数は200館余りに過ぎなかった博物館数は5,738館を数えるに至ったものの、21世紀を迎え、平成の大合併や経済不況などのあおりを受け、博物館は、建設・拡大の時代から淘汰・縮小の時代へと変化している。
- ・博物館数の増加と多様化が進む中で、登録制度は形骸化し、登録率は16%（914館）に過ぎず、当初の目的が達成されているとは言えない。また、文化財保護法との関係性から、国立博物館が登録博物館から除外されてきたことは、博物館政策や国民の博物館理解に不整合を生んでいる。国民的視点から見て、国立博物館が登録博物館となれないことは、不自然極まりないことである。
- ・1955年の法改正で、法から除外されていた国立博物館を相当施設と位置付けたことは法の意義を高めたと思われるが、博物館を登録館・相当館に複層化してしまったことは否めない。この時に定められた、相当施設の適用を受ける館も6%あまり（372館）に過ぎず、登録制度を後押していると言いはれない。
- ・結果的に、博物館法の適用を受けない博物館が78%（4,452館）近くに達しており、今後、真の博物館の「底上げ」や「盛り立て」を推進して行くためには、法律上の博物館の概念を再検討する必要が生じている。

(3) 展示観覧施設から市民の拠り所となる博物館時代の中で

- ・博物館法が制定された1950年代は、博物館と言えば、国民的には東京国立博物館が想像され、敷居の高い、展示観覧施設というのが実態であった。定義の「展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供」という表現も、それを示すものと言えよう。国語辞典の『広辞苑』の解説も、まさにそのようになっている、今日の博物館の実態から乖離していると言わざるを得ない。
- ・一例ではあるが、1976年に開館した平塚市博物館（神奈川県）は、その概念を大きく変えるものであった。1970年代後半以降は、展示を主体とする博物館づくりから、市民活動を主体とする博物館づくりへと転換が図られ、この考え方は「地域博物館」として定着し、その後の市町村が設置する博物館のモデルとなっている。
- ・現行定義で博物館は、「（一般公衆の）教養、調査研究、レクリエーション等の資するために必要な事業を行」う施設であるとしているが、今日の地域博物館は、地域住民（市民）自らが学ぶ拠点、地域文化の発信拠点として機能し、「一般公衆」に支えられる形で活動が成り立っており、もはやこの定義に収まりきらないものとなっている。
- ・今日、多くの地域博物館では、市民を主体とした博物館活動が推進され、地域課題解決の場、地域文化活動のハブとして機能している。今日の博物館は、単に市民（国民）向けの事業を行う施設の枠を超え、地域の文化的拠点となっていることを再認識する必要がある。

(4) 学芸員に問われる柔軟性と学際性

- ・博物館が市民（国民）とともに活動していく上で中核となるのは、専門職の学芸員である。博物館が、法の目的に掲げる「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ためには、学芸員の調査研究活動は欠くことが出来なが、法律上の学芸員は、登録博物館のみに限定されているという不合理がある。
- ・博物館が、市民が抱える地域の諸課題を解決する場となるためには、学芸員の調査研究は資料の枠を超え、その背景となっている「地域性」や「テーマ性」の視点を欠くことができなくなっている。博物館の事業に掲げる、学芸員の調査研究の範囲を「博物館資料に関する」ものに限定していることは、もはや時代遅れと言わざるを得ない。
- ・学芸員がつかさどる専門的事項に、「展示」以外の教育活動が明示されていないことも、今日的博物館から乖離していると言わざるを得ない。

2 これまでの論議から見直すべき内容

(1) 登録制度の見直しに伴う改正部分

- ・これまでの審議から、現行法にある第5章（第29条）の相当施設制度は廃止し、第2章の新たな登録制度の中で、国立博物館等の位置づけの見直しを図ることになる。それに伴い、第2条（定義）並びに第3章、第4章の公立博物館、私立博物館という区分についても見直しが必要となってくる。
- ・登録制度の見直しに当たり、新たに国立博物館の章を設けるか、あるいは指定管理者制度等導入の現状を踏まえ、従来の設置者区分ではなく運営者等による区分も検討する必要がある。
- ・審議経過報告で述べた5つの「博物館に求められる役割」に加え、国民的に博物館への認識や関心を高めてもらうために、市民社会における博物館の存在意義や、博物館活動への市民参画、市民との共同などに関する内容を、前文を設けて表現するか、第1条の目的の中に示して行くことも必要である。
- ・また、各関連団体から意見やICOMの新たな定義付けを受け、対象資料、設置者、登録の表記など、第2条の定義についての見直しも必要となる。

(2) 見直しの具体的方策

- ・以上の見直し点によれば、第1章から第5章までのすべての章にわたっているため、この際に、博物館法を全面改正することが理想である。
- ・全面改正のハードルの高さを考慮した場合、一部改正もやむなしとし、短期的に優先すべきは登録制度の見直しと、それに伴う国立博物館の位置付けの見直しである。その場合でも、中期的に学芸員制度と博物館の定義の見直しを継続して検討する必要がある。

(3) 登録（認証）制度の新たな方策

- ・現行の登録博物館と博物館相当施設という二重の博物館制度の一元化を図り、国立博物館と公立博物館、私立博物館の法律上の統一化を図るとともに、盛り立てのための登録（認証）のメリットを向上させる。
 - 例えば「認証（認定）博物館」等の称号付与など。
- ・登録（認証）手続きは、引き続き都道府県・指定都市教育委員会を窓口として行うが、地域により不揃いであった審査手続の均質化を図るため、専門性を有する第三者機関の支援を受けて行えるようする。

- ・従前の資料、学芸員・その他の職員、建物・土地、開館日数などの外形審査に加え、これまで審査対象にされてこなかった、事業計画書、予算書類等を含めた質的審査を行い、審査過程での第三者機関による申請博物館への助言を通して、底上げが図られるようなものとする。
- ・審査方法について検討の余地はあるが、博物館の公益性の担保や質の保証のため、10年程度を目安とする更新制の登録（認証）制度導入を検討する。
- ・審査基準は、2006年「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書、2017年日本博物館協会編「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書を再検討する。

(4) 法律上の博物館の範囲の再考と課題

- ・国立博物館、国・地方独立行政法人博物館、大学博物館等も対象にすることは最低条件。
- ・私立博物館設置者（一般財団法人・一般財団法人・宗教法人）限定の見直し。
 - ただし、国際的に非営利が原則の中で、公益性をどのように考えるか。
- ・法律上の博物館は「登録を受けたもの」だけで果たして良いのか。
 - 「博物館とは何か」をまず定義し、登録（認証）内容を明示する形にできないか。図書館法第29条の「図書館同種施設」、社会教育法第42条の「公民館類似施設」のような、「博物館同種施設」「博物館類似施設」という位置付けも考えられる。
- ・定義に記載されている資料分野「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料」からこぼれるものをどうするか。
 - 「人文科学、社会科学、自然科学、技術・工学、芸術・文学等に関する資料」などの表記法も。機能で定義・認証するのであれば、分野明記しないのも一方策。
- ・「資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、合わせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」という定義付けの再考。
 - 「資料の収集、保管、展示・教育、調査・研究を行う機関」と簡略化できないか。「自然科学」「育成」で表現される動物園・水族館・植物園を明確にとの意見もある。

(5) 学芸員の職務の法的保障の必要性

- ・「博物館資料」に限定されることのない、幅広い調査研究活動の保証（第3条）。
- ・教育機関でありながら、「展示」以外の教育活動の明示がないことの改善（第4条）。